

質 問 回 答

2017年10月16日

「ベトナム国ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト」

(公示日:2017年10月4日/公示番号:170760)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 2～3 活動 1-1～7-4	各活動内容の記述について、「支援」「実施」「策定」「作成」が混在しています。技術協力という本プロジェクトの位置づけから、各活動とも、記述の如何に関わらず、実施の主体は MAUR または HURC1 であり、コンサルタントはそれを支援すると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。実施の主体は MAUR または HURC1 です。コンサルタントは、1号線の開業や継続的な運営に必要な様々な書類等を作成するなど、MAUR または HURC1 を支援することです。
2	P. 2 活動 1 1-1 都市鉄道規制作成関係	都市鉄道規制の検討については、ホーチミン市 DOT ではなく MAUR が規制機関と決定しているのでしょうか。	鉄道規制機関は、ホーチミン人民委員会 (HCMPC) を想定しています。
3	P. 2 活動 1 1-1 および 1-2 都市鉄道規制作成関係 P. 7 才.(活動 1-2) 都市鉄道規制作成関係	HURC1 は都市鉄道の運営・維持管理を行う鉄道事業者であり、都市鉄道規制機関とは公平性の観点から分離されるべきなので、主体的に規制の検討を進めるのは MAUR またはホーチミン市 DOT の役割となるのではないのでしょうか。	活動 1-2 に「都市鉄道規制を作成し、HCMPC に提出する」としており、そのために、MAUR と HURC1 にその規制を検討するタスクチームをつくります。その中で、MAUR は主体的に規制を検討する立場ですが、鉄道に関する知識が乏しいため、コンサルタントはそれを支援するということです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	P. 2 活動2 2-6 安全認証関係	安全認証についてはGCの担当業務であり、TCとしてはHURC1側の立場からGCの作成書類等をレビューすることが、この件に関する主な業務であると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。安全認証についてはGCの担当業務であると理解しております。本業務では、GCの作成書類等のレビューを含め、安全認証に係る必要書類作成等の支援をコンサルタントが行い、HURC1が安全認証を得るための手続きを行います。あくまで主体はHURC1であるという認識です。
5	P. 2 活動3 3-2 人材採用計画関係	人材採用計画に先立ち、現時点でのGCによる最新のシステム計画・設計との整合性を考慮して、要員計画そのものを見直す必要があると考えますが、それで良いでしょうか。	人材採用計画の立案に際し、必要な計画等の見直しは行って下さい。
6	P. 2 成果5 ソフトウェア関係 P. 9 又. (活動5-2) ITシステム関連	CP4に含まれない経営管理に必要なソフトウェアとは、具体的に何が想定されているのでしょうか。	HURC1との調整の中で、本社におけるITシステムとして整備が必要と判断されるものに関して、ITシステムの作業マニュアルとフローを作成することを想定しています。
7	P. 5 (8) 広報活動/モビリティ・マネジメント	モビリティ・マネジメントを目的とした活動を行う場合、印刷物の配布、アンケートの回収、及びワークショップの開催等、かなりの費用が見込まれます。今回のプロポーザルで予算要求してよろしいでしょうか。	モビリティ・マネジメントに必要な費用は、プロポーザルで提案をお願いします。
8	P. 5 (8) 広報活動/モビリティ・マネジメント	モビリティ・マネジメントとは別途に、開業に向けての広告宣伝費が必要になると考えます。そのための費用はベトナム側が捻出することになると思われませんが、ベトナム側は承知していますでしょうか。	プロジェクト期間中の広報活動については、モビリティ・マネジメントとともに本業務で支援することを想定しています。必要な費用については、プロポーザルで提案をお願いします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
9	P. 7 (2) エ～ユ (活動 1-1～7-4)	各活動内容の記述について、活動の主体について具体的な記述がないものが含まれています。技術協力という本プロジェクトの位置づけから、各活動とも、記述の如何に関わらず、実施の主体は MAUR または HURC1 であり、コンサルタントはそれを支援する立場であると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。実施の主体は MAUR または HURC1 です。コンサルタントは、1号線の開業や継続的な運営に必要な様々な書類等を作成するなど、MAUR または HURC1 を支援することです。
10	P. 7 (2) シ. (活動 2-7) 内部規程・規則及び計画	ここに述べられている内部規程・規則及び計画策定の主体は MAUR または HURC1 であり、コンサルタントはそれを支援する立場であると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりで、MAUR または HURC1 は主体的に考える立場ですが、都市鉄道運営に係る知識が乏しいため、その点にも配慮して、内部規程・規則及び計画策定については、コンサルタントは適切な支援を実施します。(カウンターパートからの指示を待っている間は業務が進まないことを念頭に置いて業務を実施すること。)
11	P. 9 ニ. (活動5-1) オフィス IT システム	「オフィス IT システムの設計について助言を行う」とありますが、助言を行う対象はどの機関でしょうか。また、「第6年次」まで活動を実施することになっていますが、開業時に IT システムが完成していることが前提とした場合、開業後における活動としてどのようなものを想定されているのでしょうか。一般に、システム完成後のシステム設計に関する助言は、対応困難な場合が多いものと思われま	「オフィス IT システムの設計に対して助言を行う」とは、例えば、HURC1 からのシステム運用に対する要望を IT システム設計に反映させるために、コンサルタントが IT システム設計を行っている会社に対して、システムに係る助言を行うことです。また、「第6年次」まで活動を想定しているのは、システム運用後に出た要望等をシステム改善に反映させるためです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
12	P. 10～11 ヒ.(活動 6-1)～ム.(活動6-7) 各システムの引き渡しに関する確認事項	<p>施工業者からの工事完成品の引き取りの責任を負うのは施工監理を委託された GC であると考えます。一方、HURC1 では、運営・維持管理にあたり、操作や維持管理に関するマニュアル、施設台帳、完成図面、完成後の試験成績表等が必要と想定されます。本活動は、それら HURC1 が必要とする文書等について GC から提供を受け、運営・維持管理に必要な事項をレビューするものと理解して良いでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
13	その他	<p>HURC1 の会社運営について、「会社収支」の検討を抜きに考えることはできません。「会社収支」については運賃設定のベースとなるものであり、開業に向けての最終的な運賃決定により見直しをしなければなりません。また「TC-1」において策定された「会社収支」についても、その後の賃金及び物価の変動及び要員計画の見直し等を反映させる必要があり、かつ補助金申請の基本資料等とする必要があるため、活動項目として追加したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>	<p>「会社収支」の検討について、ご提案のとおり活動項目として実施をお願いします。なお、活動 2-4 「TC1 で策定された HURC1 の規程・規則の更新やレビューを行う(経営・安全・総務・人事・財務・調達・情報システム・営業等)」にも記載のとおり、既往調査のレビュー等を行うこととしています。</p>
14	第 2 業務の目的・内容に関する事項 p.3	<p>成果 7: 都市鉄道運営に関する連携が図られる、とありますが 「連携」の成果とは具体的にどのようなものを意図されていますでしょうか。(例えば、定期的な会合、人事交流、研究発表、等)</p>	<p>「連携」とは、具体的には情報収集を想定しており、場合によっては関係機関との協議、各種会議への出席等を行うことを想定しています。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
15	第3 2. 業務量実施上の条件 (p. 18)	(3)通訳について、通訳(ベトナム語)を配置することありますが、日越通訳、英越通訳どちらも認められますでしょうか。	カウンターパートと意思疎通が可能なら、日越通訳、英越通訳は特に問いません。
16	第3 2. 業務量実施上の条件 (p. 18)	(1)人月について、約 133.00M/M とありますが、公示では 131.00M/M と記載されています。この違いをご教示いただけますでしょうか。	人月については、約 133.00M/M が正しく、公示に記載の 131.00M/M は誤りです。
17	第7 見積価格及び内訳書	現地手配関係の見積について、9月時点のレートが指定されておりますが、公示及びプロポーザルの提出が10月のため、10月時点のレートで計算してよいでしょうか。)	公示日が10月4日のため、以下の10月レートを使用して下さい。 USD1=¥112.716 EUR1=¥132.514 VND1=¥0.005007
18	第7 見積価格及び内訳書	現地での事務所スペースの提供について、指示書には記載がありませんが、C/P 側からの提供はありますでしょうか。	現地での事務所にかかる費用は、C/P 側が負担することを PDM にも明記しています。
19	第7 見積価格及び内訳書	本業務に関し、現地調査への再委託として、JV参加会社100%出資の現地子会社への委託は認められますでしょうか。	会計上、独立している場合に限り認められます。